

令和5年1月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

1月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第1号	八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第2号	八戸市博物館条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第3号	八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例の制定について	11

議案第1号

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

令和5年1月24日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

理由

地域スポーツ・文化活動検討協議会を設置するためのものである。

議案第 号

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 年 月 日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地域スポーツ・文化活動検討協議会を設置するためのものである。

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例

八戸市附属機関設置条例（平成25年八戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表の2 八戸市通学区域審議会の項の次に次のように加える。

八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会	中学校部活動の円滑な地域移行に向けた新たな地域スポーツ・文化活動の環境の整備に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。
---------------------	--

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「通学区域審議会の委員」を
「通学区域審議会の委員
地域スポーツ・文化活動検討協議会の委員」
に改める。

八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表第1(第2条関係)	区分	別表第1(第2条関係)	区分
(略)		(略)	
通学区域審議会の委員		通学区域審議会の委員	
地域スポーツ・文化活動検討協議会の委員		少年相談センター運営協議会の委員	
少年相談センター運営協議会の委員		(略)	
(略)		(略)	
	報酬の額		報酬の額

別表第2（第2条関係）

区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃 (1キロメートルにつき)	旅行雑費 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
						甲地方	乙地方	
(略)								
通学区域審議会の委員								
地域スपोर्टス・文化活動検討協議会の委員								
少年相談センター運営協議会の委員								
(略)								

別表第2（第2条関係）

区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃 (1キロメートルにつき)	旅行雑費 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
						甲地方	乙地方	
(略)								
通学区域審議会の委員								
少年相談センター運営協議会の委員								
(略)								

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
（略）		（略）	
八戸市通学区審議会	市立の小学校又は中学校に就学する児童又は生徒の通学区域の新設又は改廃に係る調査審議に関すること。	八戸市通学区審議会	市立の小学校又は中学校に就学する児童又は生徒の通学区域の新設又は改廃に係る調査審議に関すること。
八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会	中学校部活動の円滑な地域移行に向けた新たな地域スポーツ・文化活動の環境の整備に関する必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。	八戸市少年相談センター運営協議会	少年相談センターの運営に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。
八戸市少年相談センター運営協議会	少年相談センターの運営に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。	（略）	（略）

議案第 2 号

八戸市博物館条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市博物館条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

令和 5 年 1 月 24 日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊 藤 博 章

理 由

小中学生の入館料及び入場料を無料とするとともに、博物館法の一部改正に伴う所要の改正をするためのものである。

議案第 号

八戸市博物館条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市博物館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年 月 日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

小中学生の入館料及び入場料を無料とするとともに、博物館法の一部改正に伴う所要の改正をするためのものである。

八戸市博物館条例の一部を改正する条例

八戸市博物館条例（昭和58年八戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「第18条の規定に基づき、博物館」を「第2条第1項に規定する博物館（以下「博物館」という。）」に改める。

別表を次のとおり改める。

別表（第6条関係）

入館料及び入場料

区分		個人	20人以上の団体 （1人につき）
八戸市博物館	一般	円 250	円 130
	大学生・高校生	150	80
八戸市南郷歴史民俗資料館	一般	150	100
	大学生・高校生	100	50
根城本丸	一般	250	130
	大学生・高校生	150	80

備考

- 1 中学生以下の者は、無料とする。
- 2 共通券により八戸市博物館及び根城本丸に入館し、及び入場しようとする者（個人に限る。）の入館料及び入場料の合計額は、一般400円及び大学生・高校生240円とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

八戸市博物館条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後		改正前																																																																									
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館(以下「博物館」といふ。)を設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表(第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">入館料及び入場料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>個人</th> <th>20人以上の団体 (1人につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">八戸市博物館</td> <td>一般</td> <td>円 250</td> </tr> <tr> <td>大学 生・高 校生</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">八戸市南郷歴史 民俗資料館</td> <td>一般</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>大学 生・高 校生</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">根城本丸</td> <td>一般</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>大学 生・高 校生</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>80</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>50</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>130</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 中学生以下の者は、無料とする。 2 共通券により八戸市博物館及び根城本丸に入館し、及び入場しようとする者(個人に限る。)の入館料及び入場料の合計額は、一般400円及び大学生・高校生240円とする。</p>		区分	個人	20人以上の団体 (1人につき)	八戸市博物館	一般	円 250	大学 生・高 校生	150	八戸市南郷歴史 民俗資料館	一般	150	大学 生・高 校生	100	根城本丸	一般	250	大学 生・高 校生	150			80			100			50			130			80	<p>(この条例の趣旨) 第1条 この条例は、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法(昭和26年法律第285号)第18条の規定に基づき、博物館を設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表(第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">入館料及び入場料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>個人</th> <th>20人以上の団体 (1人につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">八戸市博物館</td> <td>一般</td> <td>円 250</td> </tr> <tr> <td>大学生 高校生</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">八戸市南郷歴史 民俗資料館</td> <td>一般</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>大学生 高校生</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">根城本丸</td> <td>一般</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>大学生</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>130</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>80</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 共通券により八戸市博物館及び根城本丸に入館し、及び入場しようとする者(個人に限る。)の入館料及び入場料の合計額は、一般400円、大学生・高校生240円及び中学生・小学生80円とする。</p>		区分	個人	20人以上の団体 (1人につき)	八戸市博物館	一般	円 250	大学生 高校生	150	中学生	50	小学生	30	八戸市南郷歴史 民俗資料館	一般	150	大学生 高校生	100	中学生	50	小学生	30	根城本丸	一般	250	大学生	150	高校生	80	中学生	50			130			80			30
区分	個人	20人以上の団体 (1人につき)																																																																									
八戸市博物館	一般	円 250																																																																									
	大学 生・高 校生	150																																																																									
八戸市南郷歴史 民俗資料館	一般	150																																																																									
	大学 生・高 校生	100																																																																									
根城本丸	一般	250																																																																									
	大学 生・高 校生	150																																																																									
		80																																																																									
		100																																																																									
		50																																																																									
		130																																																																									
		80																																																																									
区分	個人	20人以上の団体 (1人につき)																																																																									
八戸市博物館	一般	円 250																																																																									
	大学生 高校生	150																																																																									
	中学生	50																																																																									
	小学生	30																																																																									
八戸市南郷歴史 民俗資料館	一般	150																																																																									
	大学生 高校生	100																																																																									
	中学生	50																																																																									
	小学生	30																																																																									
根城本丸	一般	250																																																																									
	大学生	150																																																																									
	高校生	80																																																																									
	中学生	50																																																																									
		130																																																																									
		80																																																																									
		30																																																																									

議案第 3 号

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

令和 5 年 1 月 24 日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊 藤 博 章

理 由

小中学生の観覧料を無料とするためのものである。

議案第 号

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年 月 日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

小中学生の観覧料を無料とするためのものである。

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部を改正する条例

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例（平成23年八戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中学生・小学生の項を削り、同表に備考として次のように加える。

備考 中学生以下の者は、無料とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

八戸市埋蔵文化財センター 是川縄文館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
観覧料		観覧料	
区分	個人	個人	20人以上の団体 （1人につき）
一般	250円	一般	250円
大学生・高校生	150円	大学生・高校生	150円
		中学生・小学生	50円
			130円
			80円
備考 中学生以下の者は、無料とする。			30円

